

居宅介護支援 「ひびきケアプランニング」の運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ハーズトーンが開設するひびきケアプランニング（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ひびきケアプランニング
- ② 所在地 千葉県船橋市海神二丁目18番9号
- ③ 連絡先 TEL: 047-404-5062
FAX: 047-404-5053

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務職員1名、管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由等につき説明を行い、理解を得なければならない。

※これらについては文書を交付して説明を行う。

- ② ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る為に前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者から理解を得よう努めるものとする。

- ③ 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援するうえで、解決すべき課題の把握(アセスメント)にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ④ 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成の為に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等にかんする情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることが出来るものとする。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ⑦ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

1. 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

2. 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録にすること。

- ⑧ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要際について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることが出来るものとする。

1. 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
2. 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

※事業所の実施地域を超える地点から、片道1キロメートルあたり 100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情・ハラスメント処理）

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対して利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

（1）虐待防止委員会の開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

（2）高齢者虐待防止のための指針の整備

（3）虐待防止研修の実施

（4）専任担当者の配置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の発生及びまん延の防止のための措置)

第13条 事業所は、事業所における感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染対策委員会の開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

(2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備

(3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(4) 専任担当者の配置

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その形態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ハーズトーンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。